

また、原告らは、通院だけではなく買物等に本件車両を利用していたという点で本件指示等の違反をしたものの、本件車両の処分価値がないこと（前記1の認定事実(1)ウ）に照らすと、補足性の観点からしても、原告らの日常生活に不可欠な買物等の必要な範囲において利用することは、むしろ原告らが自立した生活を送ることに資するものであり、本件車両をその範囲で利用することは非難されるべきものではないから、上記違反は悪質なものであったとは認められない。